

【原著】

児童虐待問題の現状と課題

清水 克之

The Current Status and Problems of Child Abuse Problem

Katuyuki Shimizu

I はじめに

2016年5月、増加が止まらない児童虐待問題に対処することを目的に児童福祉法が改正され、また4月には厚生労働省児童虐待防止対策推進本部により「児童相談所強化プラン」が決定された。このプランは児童虐待問題に対応する第一線の機関である児童相談所強化を目的としたもので、①児童福祉司等専門職員の人員増と、②専門性の強化を目的とした研修の義務化を柱としている。図1は、児童相談所強化の必要性の根拠として、頻繁に引用される「児童虐待通告件数」の推移である。

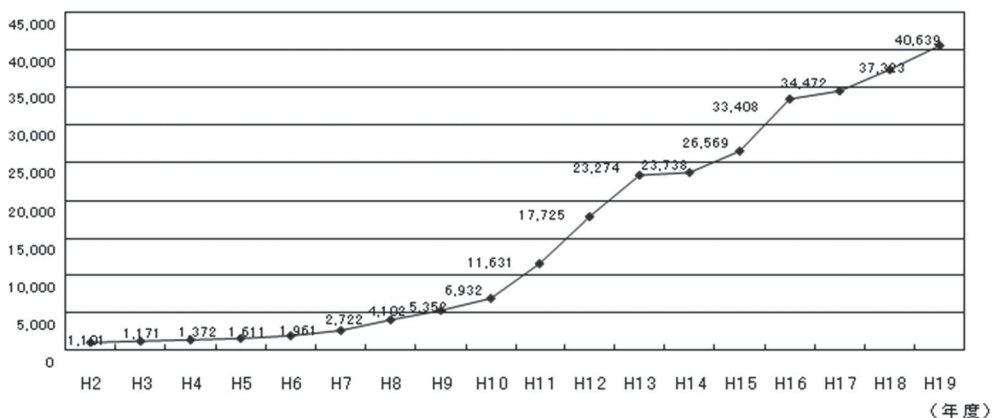


図1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

出典：厚生労働省の「政策レポート 児童虐待の現状とこれに対する取組」による。

児童虐待通告件数は毎年、厚生労働省から公表され大きく報道されるが常に増加し続けているため「児童虐待問題の深刻化」を印象付けている。この結果を受け、児童虐待問題の解決のために、児童相談所の職員、とりわけ児童虐待ケースの直接の対応者である児童福祉司の増員や専門性強化の必要性がマスコミや有識者の論調で当然の前提として言われている。しかし、児童福祉司の増員や研修の強化は児童虐待防止法施行直後から、繰り返行われてきたものである。その結果、児童虐待は抑止されてきたのだろうか。

児童虐待という言葉は、非常に曖昧なものであり、どの程度の事象を「虐待」として問題視すべきか意見が分かれる所であろう。しかし最も重大な結果を招いた「死亡ケース」が最も深

刻な児童虐待であり、その防止が行政の最優先課題であることは異論がないであろう。

児童虐待死亡ケースは、家庭内で起きる「親による子殺し」であるが、日本における殺人事件の半数は家族親族の間で起きる。その意味では、児童虐待も通常の殺人事件と同種であり、その考察のためには、殺人事件全体の動向と合わせてみる必要がある。

図2は児童虐待による死亡

数と殺人事件の推移を対比させたものである。日本においては殺人事件数が戦後一環して減少し続け、世界でも最低水準にあることは広く知られている。近年も特段の対策が行われているわけではないに関わらず、ほぼ一貫して減少が続いている。児童虐待死もわずかに減少している様に見えるが、全体の減少率からみればその減少幅は小さい。他の殺人事件類型と異なり、児童虐待はその防止のための様々な取り組みがなされているにも拘らず、それらの対策が功を奏していない様に見える。この点を鑑みれば、日本の児童虐待対策は児童虐待の中身について十分な検証が行われなまま、人員量と強制力の活用で児童虐待を封じ込めようとする短絡的な対策ばかりが先行されようとしているのではないかとの疑念が残る。

そこで、本稿は日本における児童虐待問題と児童虐待対策の現状について、入手可能な範囲の資料に基づいて検証する。最初に厚生労働省が行ってきた児童虐待防止対策の実態を示し、その後、現実の児童虐待の実像を示す。続いて、その対策が児童虐待問題にどのような効果を示したか検討する。続いて、児童虐待対策に真に必要な対策は何かについて考察する。

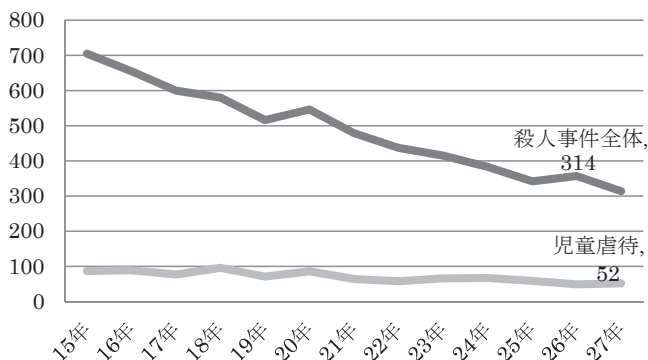


図2 殺人事件と児童虐待死亡事件数の推移
出典：警察庁の統計による。

2 厚生労働省の対策

(1) 通告奨励と積極介入の指示

児童虐待問題に対する厚生労働省の対策の主要テーマは、児童相談所に対する積極介入の推進である。児童虐待は1990年代に大きな社会問題として注目されるようになった。これは、児童相談所が悲惨な虐待を受けている子どもを認知していながら、救出のための取り組みを積極的に行わず、みすみす子どもを死なせているという構図の事件報道が繰り返されたことが大きい。国の対策は、このような事例に対応するために組み立てられ、それが今に引き続けている。すなわち、厚生労働省は住民に対し「虐待を発見した場合、児童相談所に通告」するよう奨励した。そして、児童相談所には、「通告の確実な受理」「早期の安全確認」「保護者への虐待告知」「職権一時保護や立入調査の実行」などによる積極介入（要は「親との対決」を躊躇するなということ）を指示することとなる。この内容は2000年に児童虐待防止法として法制化されたが、その後も、虐待の定義と通告義務の範囲の拡大（2004年改正）、立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化（2007年改正）、「親権停止審判」の導入（2011年民法、児童福祉法改正）など児童相談所の機能強化、保護者の権限の制限を中心とした改正が続いている。

(2) 市町村の追加

通告の奨励と、児童相談所の積極的介入への指示は大幅な通告増加と児童相談所の業務量増加を招く。そこで厚生労働省は児童虐待防止法2004年改正において、市町村を虐待通告先に追加する。いわゆる「重度ケースは児童相談所、軽微ケースは市町村」との役割分担体制を敷き、児童相談所の業務軽減と、市町村の福祉制度を活用した子育て困難世帯への支援充実を図ったものである。

(3) 警察連携強化

児童虐待への積極介入が義務付けられた児童相談所であったが、小山事件（2004年）、岸和田事件（2004年）、長岡京事件（2006年）、大阪2児衰弱死事件（2010年）など、児童相談所の対応に問題があると指摘される事件が相次ぐ。その改善のための一つの方策として、国は児童相談所と警察との連携を強めていく。

表1 警察庁と厚生労働省の協力に関する通知一覧

年度	警察庁通知	警察庁と同時に発出された厚生労働省通知	児童虐待防止法・児童福祉法
1999	「児童虐待に対する取組みの強化について」（平成11年12月13日警察庁生活安全局長、刑事局長及び官房長連名通知）		
2000	児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について（平成12年11月16日付け警察庁丁少発第29号ほか）		児童虐待防止法の成立
2004	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成16年9月21日付け警察庁丁少発第38号ほか）		児童虐待防止法・児童福祉法の改正
2006	児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について（平成18年9月26日付け警察庁丙少発第38号ほか）	児童虐待への対応における警察との連携について（平成18年9月26日付け厚見総発0926001号）	
2007			児童虐待防止法・児童福祉法の改正
2008	厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について（平成20年4月21日付け警察庁丁少発第102号）		児童福祉法の改正
2011			児童福祉法の改正
2012	児童虐待への対応における取組みの強化について（平成24年4月12日付け警察庁丁少発第55号ほか）	児童虐待への対応における警察との連携の推進について（平成24年4月12日付け厚見総発0412第1号）	

出典：警察庁，厚生労働省資料による。

1999年以降、児童虐待に対する取り組みの強化を指示した6度の通知が警察庁から発出されており、一時保護や立入調査等、強制権限を発動する場面での共同対応が増加していく（表1）。2008年には警察庁から「厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について（平成20年4月21日付け警察庁丁少発第102号）」が発出され、児童相談所に警察官OBや現役警察官の配置が広がり、人的な面での協働がより強固となった。2015年4月1日現在で警察官OBが151人、現役警察官25人が全国55の都道府県等の児童相談所に配置されている。

(4) 児童相談所の体制強化

先に述べた児童虐待防止対策は虐待通告の爆発的増加を招いた上、48時間以内の安全確認が標準化したため、児童相談所は夜間・休日もなく虐待対応に追われることとなった。この状況を改善するために厚生労働省は児童福祉司の増員を図る。児童福祉司の定員は地方交付税算定基準に含まれているが、厚生労働省はこの基準を毎年のように引き上げる努力を続けている。これを受けて多くの地方自治体も増員を図っていて、児童虐待防止法施行後から、現時点までに全国の児童福祉司数は3倍近い増加となっている（図3）。

児童相談所職員の専門性強化のための対策として、国や自治体による研修は1960年代から実施されているが、児童虐待防止法施行後はさらに強化されている。現在、主要な研修は厚生労働省

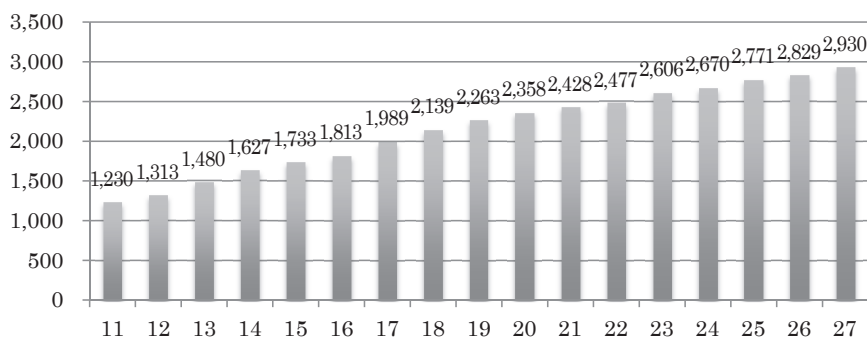


図3 児童福祉司の増員推移
出典：厚生労働省資料による。

表2 2016年度児童相談所用 虐待対応研修

対象職員	研修名
所長	児童相談所長研修
児童相談所医師	児童相談所・児童心理治療施設（情短）・医療機関等医師専門研修
児童福祉司	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修
	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修
	児童相談所児童福祉司 SV ステップアップ研修
児童心理司	児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修
その他	児童相談所・児童福祉施設職員 合同研修
	児童相談所職員合同研修—一時保護児童に関する職種連携

出典：子どもの虹情報研修センター HP から一部抜粋。

働省により設置された「子どもの虹情報研修センター」で実施されている。児童相談所職員を対象とした主な研修は表2のとおりであり、職種毎の研修が用意されているが、研修の受講は各児童相談所、各職員に任ざられていて研修受講の必須化はされていない。最近では、「平成24年2月23日付児童相談所及び市町村の職員研修の充実について雇児総発0223第2号」が発出され、あらためて新任児童福祉司研修プログラムが示されているが、その実施は自治体に委ねられている。今回策定された「児童相談所強化プラン」において、児童福祉司の研修受講がはじめて義務化されている。

3 児童虐待防止施策の評価 (1) 危機介入体制の増強について

(1) 児童虐待通告件数の著しい増加

児童虐待防止対策の効果として最も顕著なのは、何度も繰り返すように児童虐待通告の増大である。表3は、児童相談所への経路別虐待通告件数について2003年と2012年を比較したものである。これによると、「近隣知人」からの通告も大幅に増加しているが最も増加しているのは、「警察」からの通告で約10倍の増加となり群を抜いている。

この激しい増加の要因は何だろうか。警察が介入しなければならぬほどの犯罪性が高い児童虐待が増大しているのなら問題は大きいですが、実像はそうではない。図4は警察による児童虐待相談の相談種別件数の結果であるが、その内訳は心理的虐待が全体の6割以上をしめ圧倒的多数となっている。

これは、児童虐待防止法第2条4における心理的虐待の定義に「児童が同居する家庭におけ

表3 児童相談所への児童虐待通告・相談の経路別件数

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
2003年	4,390	823	3,435	351	3,725	639	879	1,235	1,488	1,478	3,918	4,208	26,569
2012年	7,147	1,517	13,739	773	6,559	293	221	2,653	1,598	16,003	6,244	9,954	66,701
増加率	62.8	84.3	300	120.2	76.1	▲54.1	▲74.9	114.8	7.4	982.7	59.4	136.5	151

出典：厚生労働省報告例より。

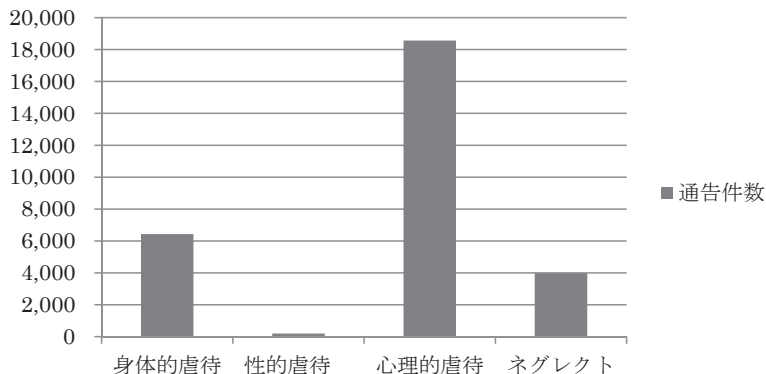


図4 2014年 警察による相談種別児童虐待相談の件数

出典：厚生労働省報告例より。

る配偶者に対する暴力」が2004年改正の際に、含まれたからで警察が認知したDV事案のうち、子どもがいる世帯の事例については、児童相談所に「児童虐待」として通告されるようになったことが大きい。これは、本来、児童問題に対処するために存在する児童相談所がDV問題を大量に抱え込まざるを得なくなったことを意味する。

また、2005年から市町村も児童虐待受理を行うようになったが、児童虐待通告の増加は、この市町村の動向も合わせてみる必要がある。

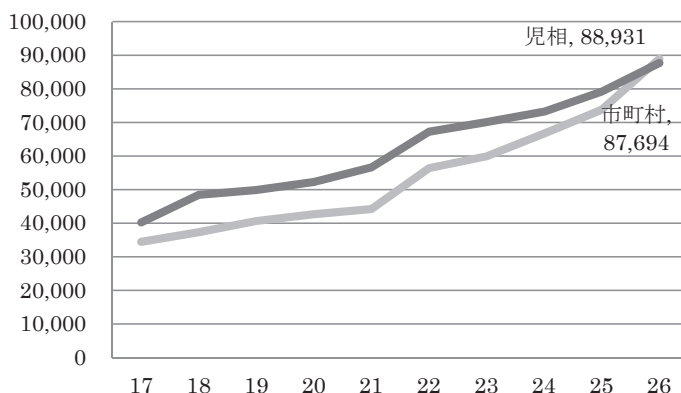


図5 児童相談所と市町村への虐待通告数推移
出典：厚生労働省資料より。

図5は児童相談所と市町村に寄せられた児童虐待通告件数の推移を並べたものであるが、両機関への通告はほぼ同じ件数となっている。この2つの機関に寄せられた通告は重複するものも多数あるだろうが、全国で公的機関に寄せられる通告数は、児童相談所単独に寄せられる通告数の2倍近くされているとみることができる。市町村は自身で受理した通告ケースのうち、重度だと判断するケースは児童相談所に送致する。また、市町村は日常的に児童相談所へ大量に寄せられる児童虐待通告ケースの対応について相談を行っている。つまり市町村の通告が増えれば増えるほど、児童相談所に跳ね返ってくる。児童相談所の業務負担緩和を1つの目的とする児童虐待防止制度への市町村と警察力の導入は、かえって児童相談所に軽微ケースの負担を増加させている。もちろん筆者は、市町村と警察力導入が児童虐待に効果的に介入・援助するための効果があることを否定しているわけではない。しかし、軽微ケースが莫大に増えることが、児童相談所が最優先で対応すべき本当に重要な、「重篤で危険なケース」への介入・援助に対する労力、時間を奪われることを見逃してはならない。

(2) 深刻な児童虐待ケースの動向について

では、これまでの児童虐待防止対策は重篤な虐待事案にどのような影響を与えているのだろうか。厚生労働省は児童虐待の重症度を区別していないので、「重篤なケース」の動向を見極めるには、既存の公式統計から工夫して読み解く必要がある。まず重篤なケースの代表として数を測定しやすいデータは、警察が把握している「児童虐待による死亡事件」の動向である。これについては「はじめに」の中で見たように近年、多少の減少傾向を示しているが殺人事件全体の中ではその減少幅は小さい。表4は、警察庁から発表された児童虐待死亡事件の罪種別内訳件数の推移である。これを見ると児童虐待死亡事件の増減は「心中事件」に最も影響されて

児童虐待問題の現状と課題

いて、その他の罪種については大きな変化がないのがわかる。

表4 児童虐待死亡事件罪種別内訳件数推移

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
殺人	16	19	15	30	15	19	8	13	14	18	9	9	12
傷害致死	17	22	17	15	15	19	12	14	18	9	12	7	12
重過失致死傷	3	3	2	2	1	2	3	1	1	1	0	1	0
保護責任者遺棄致死	5	5	3	6	2	3	2	2	4	4	4	2	0
逮捕監禁致死	0	0	0	0	2	0	2	1	2	0	0	0	1
現住建造物等放火	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
小計	41	48	37	53	35	44	27	31	39	32	25	19	25
心中	37	32	24	35	26	28	27	23	20	27	26	22	15
嬰兒殺	9	8	16	8	10	14	10	4	7	8	8	8	12
合計	87	89	77	96	71	86	64	58	66	67	59	49	52

出典：警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」による。

なお、児童相談所が関与していたケースで死亡事案が発生した場合、「適切な対応ができなかった」として批判されることが多い。しかし、死亡事案全体を見れば、児童相談所が死亡の前に認知していたり、何らかの関わりがあったケースは例年、3割前後しかない(表5)。「なぜ、救えなかったのか」という問いだけでなく「なぜ、発見できないのか」という問いも重要視すべきである。

また、重症度を測る目安としては、児童相談所の選択した援助方法も一定程度、参考になろう。児童相談所の児童虐待ケースへの援助方法は「施設入所」「児童福祉司指導」「継続指導」等、その重症度、支援の必要度に応じていくつかに分けられる。そのうち、「施設入所」は親子が一緒に生活することが不適切であると判断された場合であり、ケースの重症度は最も高いものと捉えてよいだろう。図6は、児童相談所に寄せられた虐待通告の援助方針内訳の推移であるが増大する通告の大部分が面接指導となっており、児童福祉施設入所や里親委託という親子分離はほとんど増加していないことが分かる。

以上、死亡ケース及び施設入所児童数は児童虐待防止法施行後も大きな変動はなく、児童虐待が悪化しているとも、改善しているともいえる状況は確認できない。

表5 児童虐待死亡ケースの児童相談所事前把握率の推移

年度	報告書名	事前関与割合
16	第2次報告	29.2
17	第3次報告	19.6
18	第4次報告	23.1
19	第5次報告	20.5
20	第6次報告	10.9
21	第7次報告	25.5
22	第8次報告	15.6
23	第9次報告	30.4
24	第10次報告	30.6
25	第11次報告	36.1

出典：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会資料より。

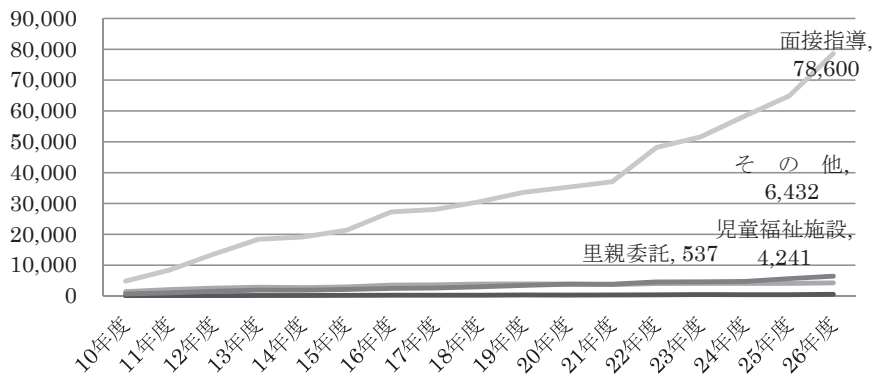


図6 児童虐待ケースの援助方針別推移
出典：厚生労働省福祉行政報告例による。

4 児童虐待防止施策の評価 (2) 児童相談所の体制強化について

(1) 児童福祉司の負担は減少していない

先に見たように厚生労働省は着実に児童福祉司を増加させてきた。その上で、「児童相談所強化プラン」では平成27年度2,930人の児童福祉司数を平成31年度までに3,480人（+550人程度）

表6 児童福祉司1人当たり通告件数の推移

年度	通告数 (A)	児童福祉司数 (B)	1人当たり件数 A/B
11	11,631	1,230	9.46
12	17,725	1,313	13.50
13	23,274	1,480	15.73
14	23,738	1,627	14.59
15	26,569	1,733	15.33
16	33,408	1,813	18.43
17	34,472	1,989	17.33
18	37,323	2,139	17.45
19	40,639	2,263	17.96
20	42,664	2,358	18.09
21	44,211	2,428	18.21
22	56,384	2,477	22.76
23	59,919	2,606	22.99
24	66,701	2,670	24.98
25	73,802	2,771	26.63
26	88,931	2,829	31.44
27	103,260	2,930	35.24

出典：厚生労働省資料による。

児童虐待問題の現状と課題

に引き上げる計画である。しかし、何度も指摘したように児童虐待通告件数の毎年の増加が著しく、今までの増員では負担軽減につながっていない。「児童相談所強化プラン」の目標値も、仮に、通告数が27年度の数値と変わらなくても1人あたりの件数は、29.67人となり1年前の水準に戻るだけである。

(2) 児童福祉司の専門性強化を阻害する要因

厚生労働省は、児童相談所の職員の専門性強化策として様々な対策を行ってきた。児童相談所職員の半数近くが一般行政職であることが専門性低下を招く要因とする意見がある。そのため、採用を専門職である「福祉職」とすることを奨励し、任用資格を厳格化してきた。また先に記したとおり、研修の充実化も図ってきた。「児童相談所強化プラン」においては児童福祉法を改正し、「児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならない」とし、2017年度までに全ての児童福祉司の研修受講を目指すことを目標としている。これらの対策は、職員の専門性を強化するにあたって、一見、合理的に見える。しかし、実は児童福祉司も地方自治体の一般的な人事ルールに沿って異動がなされるためこのような対策では効果が上がらない実態がある。川崎（2008）が行った調査では、児童相談所の職員について、①多くの自治体が一般行政職員を児童福祉司として任用し、概ね3年程度で他の部署に異動させていること、②経験豊富な児童福祉司が益々減少する傾向にあること、の2点を明らかにしている。このことは児童福祉司個人の専門性の問題にとどまらず、組織としての専門性の蓄積が困難であるといった構造的な問題が存在することを意味している。すなわち、児童相談所職員の採用

表7 児童虐待死亡事事件数 都道府県別ランキング

順位	都道府県名	人数	順位	都道府県名	人数	順位	都道府県名	人数
1	大阪府	51	15	宮城県	6	31	山梨県	4
2	東京都	50	15	長野県	6	33	愛媛県	3
3	埼玉県	41	15	福島県	6	33	青森県	3
4	愛知県	38	15	鹿児島県	6	33	秋田県	3
5	神奈川県	25	15	長崎県	6	33	福井県	3
6	北海道	22	15	奈良県	6	37	岐阜県	2
7	福岡県	21	15	沖縄県	6	37	山口県	2
8	兵庫県	19	23	京都府	5	37	和歌山県	2
9	広島県	15	23	新潟県	5	37	佐賀県	2
10	千葉県	14	23	岡山県	5	37	高知県	2
11	静岡県	12	23	熊本県	5	37	鳥取県	2
11	群馬県	12	23	岩手県	5	43	富山県	1
13	栃木県	8	23	滋賀県	5	43	香川県	1
13	宮崎県	8	23	山形県	5	43	徳島県	1
14	三重県	7	23	石川県	5	43	島根県	1
15	茨城県	6	31	大分県	4	合 計		467

出典：HP「家庭内の子殺し」(kill.xxxxxxxx.jp/)の情報をもとに筆者が作成。

を福祉職としても、任用資格を厳格化しても、また研修の充実化を図っても、3年程度で異動してしまえば専門性の蓄積はすすまない。さらに、人事は本人の希望や適性、ポストの問題や、バーンアウトした職員の処遇問題もからみ非常に複雑な様相を示す。裁判所や検察など専門職集団で大規模組織が全国に一体として構築されている機関と異なり、児童相談所という地方自治体が運営する小規模な組織の専門力強化は人事面で非常に困難さを抱えている。

また、職能の専門性を上げるために研修も一定の効果があるだろうが、それよりも経験から学び、その経験を蓄積し組織で共有していくことが重要である。しかし、これも難しい。表7は2009年～2013年の5年間の死亡ケースを都道府県別に多い順に並べたものである。児童相談所による児童虐待死亡事案の事前認知率が3割前後であったことから見れば、大阪府や東京都で1年に3件の死亡ケースと遭遇することとなる。上位10位までの都道府県では年間1例、発生するか否かという程度である。つまり、ほとんどの自治体の職員は死亡ケースを経験することがない。死亡ケースは起きないに越したことはないが、最も重篤な児童虐待ケースの量が絶対的に少ないため、本当に危険なケースについて経験で学ぶことも難しいのである。

5 おわりに

以上、日本の児童虐待防止対策の内容と効果について、厚生労働省や警察庁など行政機関による公表資料を使って分析を行った。その結果、児童虐待防止政策が、児童虐待死亡事案を減少させてはいないし、また激務である児童福祉司の負担の緩和も成功していないことを確認した。

しかし、既存の虐待防止施策に効果が見られないとして、我々は、それに対して何をなすべきなのであろうか。重篤な児童虐待が発生する背景として、生活困窮や、親族からの孤立、親の精神疾患ほか何らかの障害、子どもの障害など数多くの生活リスク、ハンディが幾重にも折り重なって存在していることが、数多く指摘されている（東京都2005、広島県2008、松本2010、山野2006、清水2010など）。つまり、自力では解決不能な生活力、養育力の脆弱性が先にあり、それに対する社会的援助が不十分なために児童虐待に発展するという側面が強い。このことを踏まえ、国や地方自治体は児童虐待を発生させない、事前に生活リスクを緩和させる「虐待の予防」対策を最優先で講じるべきである。現在の児童虐待対策は、通告や一時保護など危機介入の仕組みに注力しすぎている。また、その制度評価もほとんどされていないため、効果的な改善につながらない。児童虐待施策の生成及び確立に大きな役割を果たしているマスコミ、行政、政治家、市民活動家、専門家の中でも、このような問題意識が共有される必要がある。

筆者は、現行の危機介入システムや児童相談所の体制強化に意味はないと述べているわけではない。児童虐待防止法施行前は放置されていた重度虐待の被害児童の多くが、甚大な被害を受ける前に救出されてるに違いない。ただし、危機介入システムはあくまで、子どもが危機的な状況に置かれた際に動き出すシステムである。それでは間に合わない場合もあるし、何より長年の虐待被害を放置していることとなる。

これまで指摘したように、児童虐待防止対策を考えるためには、まず、できるだけ客観的な虐待発生要因と制度効果に関する現状分析が必要である。その上で、その分析結果に応じた防止対策が検討されなくてはならない。つまり、防止対策を策定する際には、政策評価の観点も踏まえ、その対策の有効性に科学的根拠があるのかどうかといった検討が不可欠である。効果的な児童虐待防止制度（特に予防対策）を構築するにあたって、論拠とすべき「科学的根拠」とはどのようなものであるのか。この点に関しては、本研究の重要なテーマの1つであり、他

児童虐待問題の現状と課題

の論考に譲ることとしたい。

文 献

- ・ エイドリアン・レイン：『暴力の解剖学—神経犯罪学への招待』，紀伊國屋書店，2015年
- ・ 川崎二三彦ほか「児童相談所職員の研修の体系化と研修プログラム等に関する調査研究，平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書」，財団法人こども未来財団，2009年
- ・ 才村純「児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究—自治体における児童福祉司の採用・任用の現状と課題—」2011年
- ・ 高橋重宏「児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究」
- ・ 総務省「児童虐待の防止等に関する政策評価書」，2012年
- ・ 津崎哲郎「児童相談所の取組みの現状と今後の課題」社会保障研究 Vol. 45，2010年
- ・ 東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」，2005年
- ・ 広島県東部こども家庭センター「平成23年度広島県東部地域の児童虐待実態報告書」，2013年
- ・ 広島県こども家庭課「平成20年度広島県児童虐待防止連絡会議資料」（「広島県の児童虐待の対応状況」），2008年
- ・ 松本伊智朗「子ども虐待問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援」（子どもの虹情報研修センター紀要 No.8），2010年
- ・ 松本伊智朗編著：『子ども虐待と貧困—「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』，明石書店，2010年

—平成28年10月12日 受理—